

産業廃棄物事業場外保管届出に係る手引き

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」により、産業廃棄物の事業場外保管届出が義務付けられているほか、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」においても同届出が義務付けられています。

廃棄物処理法:保管場所の面積が 300m² 以上

ふるさと石川の環境を守り育てる条例:保管場所の面積が 200m² 以上 300m² 未満

1. 記入に際して

- (1) 届出書にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表をチェックした後、提出して下さい。
- (2) 届出は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を事業場外に保管する事業者ごとに行う必要があります。
- (3) 提出部数は3部です。1部は申請者の控えとなりますので、保管下さい。

2. 提出先

- (1) 加賀市、小松市、能美市及び川北町の事業所の受付
南加賀保健福祉センター生活環境課内産業廃棄物監視機動班
〒923-8648 小松市園町又48番地
TEL 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
- (2) かほく市、白山市、野々市市、津幡町及び内灘町の事業所の受付
石川中央保健福祉センター生活環境課内産業廃棄物監視機動班
〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地
TEL 076-275-2642 FAX 076-275-2257
- (3) 七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町及び中能登町の事業所の受付
能登中部保健福祉センター生活環境課内産業廃棄物監視機動班
〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9
TEL 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484
- (4) 輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の事業所の受付
能登北部保健福祉センター生活環境課内産業廃棄物監視機動班
〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4
TEL 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550

※ 提出にあたっては、事前に連絡の上、来所願います。

3. お問い合わせ先

石川県生活環境部資源循環推進課指導グループ
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1474 FAX 076-225-1473

「保管場所届出について」

「産業廃棄物事業場外保管届出」とは、産業廃棄物を生ずる事業場の外において産業廃棄物を保管する際に必要な届出です。

1 届出の対象

(1) 産業廃棄物

土木建築に関する工事（建築物その他工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）に伴い生ずる産業廃棄物

(2) 保管場所の規模

(1)の産業廃棄物を生ずる事業場の外（建設工事現場の外）において、事業者（元請業者）が自ら保管するものであって、保管場所の面積が200㎡以上である場所
ただし、次のア～エの場合は届出の対象外となります。

ア 産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

イ 設置許可を受けた産業廃棄物処理施設（法15条施設）において行われる保管

ウ PCB廃棄物特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

エ 廃棄物処理法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管

2 届出書の記載事項

(1) 排出事業者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名）、住所

(2) 保管の開始年月日

(3) 保管場所の所在地、面積

(4) 保管する産業廃棄物の種類

(5) 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

※ 保管上限とは、保管場所において保管することができる数量をいう（「(参考) 産業廃棄物処理基準における保管に関する基準」(5)参照)

(6) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、その旨及び規定の例による高さのうち最高のもの（「(参考) 産業廃棄物処理基準における保管に関する基準」(2)②参照)

3 届出書、添付書類

(1) 届出書

- ア 保管場所の面積が 300m²以上の場合、「法律」による届出
→ 以下の表の**様式2号の4~6, 10~12**を使用
- イ 保管場所の面積が 200m²以上、300m²未満の場合、「条例」による届出
→ 以下の表の**別記様式第23~25号**を使用

届出の種類	規則様式	届出時期	添付書類
産業廃棄物			
事業場外保管届出書	第2号の4 (別記様式第23号)	保管する前にあらかじめ	全て
		非常災害のために必要な応急措置として保管した場合には、保管した日から起算して14日以内	
事業場外保管変更届出書	第2号の5 (別記様式第24号)	変更する前にあらかじめ届出	変更後の添付書類
事業場外保管廃止届出書	第2号の6 (別記様式第25号)	保管をやめた日から30日以内	—
特別管理産業廃棄物			
事業場外保管届出書	第2号の10 (別記様式第23号)	保管する前にあらかじめ	全て
		非常災害のために必要な応急措置として保管した場合には、保管した日から起算して14日以内	
事業場外保管変更届出書	第2号の11 (別記様式第24号)	変更する前にあらかじめ届出	変更後の添付書類
事業場外保管廃止届出書	第2号の12 (別記様式第25号)	保管をやめた日から30日以内	—

(2) 添付書類

- ア 提出書類一覧表
- イ 産業廃棄物処理基準における積替え又は処分等のための保管に関する基準
- ウ 付近の見取図
- エ 保管場所の平面図
※ 平面図にあつては、保管場所の範囲及び地番が明らかなもの
- オ 届出者が保管場所を使用する権原を有することを証する書類
※ 土地の登記事項証明書、土地に係る賃貸借契約書、公図等
- 原則として、届出日の3か月前以降に発行された原本の添付が必要となりますが、原本との照合ができる場合に限り、コピーの添付ができます。届出時に原本を持参下さい。

カ 土地の状況を明らかにした書類

※ 他法令等（都市計画法、農地法等）の規定により土地利用が規制されている場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の用に供することができるよう、あらかじめ必要な手続きを行うこと（例：土地の地目が田又は畑の場合、農地法の規定による農地転用の手続きが必要）。

キ 掲示板の記載例

※ 新たに掲示板を設置する場合。記載例参照。

ク 保管場所の写真

(参考) 産業廃棄物処理基準における保管に関する基準

【収集運搬（積替え）、処分等のための保管基準】

(1) 保管場所

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- ① 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ② 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - ア 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - イ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - 数量（(5)の数量制限以下であって、保管場所において保管することができる産業廃棄物の数量）
 - 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、(2)②に規定する高さのうち最高のもの
 - 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

＜収集運搬(積替・保管)における掲示板の例＞

産業廃棄物の積替・保管場所	
保管する産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート破片)
面積	60 m ²
数量(保管上限)	30 m ³
積上げ高さ	1.5 m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 076-〇〇〇-〇〇〇〇

60cm以上

＜処分又は再生における掲示板の例＞

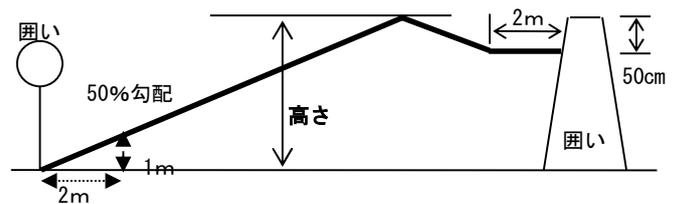
産業廃棄物の保管場所	
保管する産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート破片)
面積	120 m ²
数量(保管上限)	100 m ³
積上げ高さ	1.5 m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 076-〇〇〇-〇〇〇〇

60cm以上

※面積は、条例に基づく建設系産業廃棄物に係る記載項目

(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

- ① 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ② 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の右図に定める高さを超えないようにすること。
- ③ その他必要な措置



- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

※石綿含有産業廃棄物の中間処理施設は、溶融施設及び無害化認定施設に限定されていますので、これ以外の施設では処分のための保管はできません。

(5) 収集運搬・処分に伴い保管する場合の数量制限

- ① 積替えに伴う保管
 - 1日当たりの平均的な搬出量の7日分の数量を超えないようにすること。
- ② 処分に伴う保管
 - 1日当たりの処理施設の処理能力に相当する数量の14日分の数量を超えないようにすること。
 - (処分に係る特例)
 - ・ 分別されたものの再生処理施設において、再生のために保管する場合
木くず、コンクリート破片 28日分、アスファルトコンクリート破片 70日分、
 - ・ 豪雪地帯指定地域で11月から翌年3月までの間に保管する場合 廃タイヤ 60日分